

司法修習生の給費制復活を求める会長声明

2012年12月12日

千葉県弁護士会
会長 齋藤和洋

本年11月27日から、第66期司法修習が開始され、千葉県においては、73名の司法修習生が配属された。

司法修習生は、司法を担う法曹として高い専門性を習得するため、1年間の司法修習に専念する義務を負い（同法67条2項），兼業兼職が禁止されていることから、収入を得る方法はない（司法修習生に関する規則2条）。他方で、司法修習生は、修習期間中の各自の生活費を負担する必要があるだけでなく、司法研修所長が指定した全国各地の実務修習地に配属されることになるため、その際の引越費用、家賃、交通費、その他的一切の費用を自己負担しなければならない。

このような司法修習生の実態を踏まえ、新第64期及び現行第65期までの司法修習生に対しては、修習期間中の生活費等の必要な費用にあてるための金員が国費から支給されていた（以下「給費制」という。）。しかし、裁判所法等の改正により、新第65期司法修習生から修習期間中の給与を支給する給費制が廃止され、修習資金を貸与する貸与制が実施された（裁判所法67条の2）。これにより司法修習生は、本給だけではなく、それまで支給されていた交通費や住宅手当等の諸手当も支給されなくなった。

法科大学院生の中には法科大学院の高額の学費を賄うために、すでに奨学金等の負債を相当額負っている者も少なくなく、経済的事情から、そもそも司法修習生になること自体を断念したり、躊躇する者もいる。また司法修習生になったとしても、奨学金等の負債に更に貸与制による負債が加わることになる結果、数百万円という多額の負債を抱えなければ法曹資格を得られないという事態が生じている。

近年、法曹志願者が激減しているが、その背景には、このような過酷な経済的負担があることが指摘されている。また、かかる事情と、弁護士大増員による弁護士の就職難、経済的疲弊といった事情が相まって、法曹（特に弁護士）に対する魅力が急激に失われている。このような事態が、法曹志願者が減少し、有為で多様な人材が法曹の道を断念する一因となっている。

司法制度は、人権保障の最後の砦となり憲法の最高の価値である個人の尊厳を実現するという、我が国において極めて重要な役割を担うものである。そしてこの司法制度を支えるのは法曹であり、法曹養成過程の中核をなす司法修習制度は国家の人的インフラ整備として、当然国が責任を負うべきものである。その国が、修習専念義務を課しながら、司法修習生を全国各地に配属し、他方でその費用を一切支給しないという制度自体、国の責任放棄であり許されることではない。

司法を担う有為な法曹の養成は、司法修習生が経済的に窮することなく司法修習に専念できることが大前提であり、経済的負担を理由として有為な人材が法曹を断念すると

いう事態を招くことは絶対にあってはならない。

本年 7 月 27 日には、「裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等の連携に関する法律の一部を改正する法律」が可決され、「司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置づけを踏まえつつ、検討が行われるべき」と明記され（同法 1 条）、1 年以内に結論を得ることとされた。これを受け法曹養成制度検討会議が設置され、検討が継続中のことである。

真の法曹養成の実現は給費制の復活なくしてあり得ないことは自明である。

そこで、当会は、司法修習生の給費制復活を含む司法修習生に対する適切な経済支援を速やかにされるよう強く求めるとともに、新第 65 期、及び第 66 期の司法修習生に対しても遡及的に適切な措置が執られることを求めるものである。